A³

Aキューブ

Advanced ASSET Advisors'

高次元資産運用

その心配を解決します!!

相続税の納税が可能かどうか検討してみたい
遺言書を書いてみたい
事業承継について悩んでいる
→ 相続対策サービス

相続が発生し何をすればいいのか分からない
時間がないので名義変更手続を頼みたい
手続をすればもらえたのに知らなかった
→ 相続手続サービス

年金の有効な受給方法を知りたい
不動産の有効活用について考えている
金融資産の運用・保全について相談したい
→ FP（ファイナンシャル・プランニング）サービス

税理士
京都税理士法人
江後 良平

司法書士
森中司法書士事務所
森中 勇雄
大住司法書士事務所
大住 嘉男

弁護士
渡辺・玉村法律事務所
渡辺 哲司
弁護士法人
都大路法律事務所
安保 嘉博

A³は各専門分野の士業が連携し
あなたの資産を守ります。

測量士
株式会社大都測研
香山 章治

不動産鑑定士
株式会社 都市不動産鑑定所
栃岡　道夫

社会保険労務士
向陽社会保険労務士法人
楠本 健吾

相続・贈与・事業承継が専門です！

資産税NEWS

Advanced ASSET Advisors'

平成25年11月1日

No.92

Q 遺産分割の話し合いがなかなか合意できません。
来月、相続税の申告期限です。 どうなりますか？

A 税務上の特典を使わずに、一旦申告・納付が必要です。

相続税の申告期限までに遺産分割が成立しないことがあります。
この場合でも、相続税の申告期限が延期されるようなことはありません。
あくまで10か月以内に申告して、税金を納付する必要があります。

このような「未分割申告」の場合、納める相続税の計算には使用できない特典があります。
・配偶者の税額軽減（配偶者の税金を一定額まで0にする特典）
・小規模宅地の特例（居住・事業用の宅地を大幅な評価減する特典）
・農地の納税猶予（農地にかかる相続税を猶予する特典）
・非上場株式の納税猶予
・物納

税金に大きなインパクトをもたらす特典が使えません。
ですので、10か月後の期限に“一旦”特典を使わないで計算した税金を納付します。
その際に未分割である届出書も合わせて提出しておくことで、その後遺産分割協議が確定した際に、
特典を使用して相続税を再計算することができます。
“一旦”納めている税金が過大な場合は還付を受けることが出来ます。
ただ、3年以内に協議が成立することが条件です。
ダラダラと協議しているような状態までのものを、いつまでも税務が救済することはありません。

また、税金以外の件でも、遺産分割協議が長期化することは精神的にも負担が大きいものです。
特に10か月を超えますと、次に期限のようなものがなくなるので、特に長期化しやすいです。
遠方に相続人が住んでいてなかなか顔合わせができないことも多いです。
協議がズルズルと長期化しないように旗振り役の方がリードしていく必要があります。

このような状態にならないように事前に準備するならば「遺言」です。
遺言の内容が遺産分割より優先します。

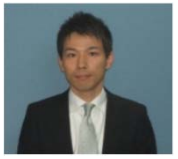

〈徳田　敏彦〉

事例から学ぶ事業承継対策のヒントシリーズ

連載！　事業承継のススメ

Question

子供も従業員も会社を継いでくれそうにありません。
何か方法はありませんか？

Answer

第3の方法としてM&Aを検討してみてはどうですか？

一昔前まではM&Aといえば「乗っ取り」や「家業を売ってしまい先祖に申し訳ない」など暗いイメージでした。ここ数年、様相は一変してM&Aが多用されるようになりました。
どのような理由でM&Aを選択するのでしょうか。
以下にM&Aを選ぶ理由を挙げてみます。

① 企業を取り巻く環境のめまぐるしい変化による先行き不安で子供などに継がす事への懸念
② M&Aを仲介する会社の台頭で環境が整ってきた事
③ 売り手オーナーもハッピーリタイア等の人生観を持つようになってきた。

アメリカでは事業承継という概念がないと言います。あるのはM&Aで、それがまた当然となっています。起業家は会社を育てて売り、次の会社を創業するか、そこでハッピーリタイアするのです。日本でも徐々にこの傾向が強くなってきています。

M&Aの方法にも「株式交換」「事業譲渡」等、様々な方法があります。そういった中で最も使われるのは「株式買取り」です。「株式買取り」は文字通り株式の売買だけで完了させる事です。これは手続きとしては簡単です。

「株式買取り」は自分の会社から見れば株式譲渡、つまり株を売却する事となります。
売却する事を検討する際にはいかに売りやすくするかが重要になります。財務内容は健全に越したことはありません。不採算部門は会社分割で切り取ってしまうといった整理も必要になるかもしれません。また株主がバラバラでは売買の時の意思統一に支障を恐れもあります。株を集中させておく事で話がスムーズに進みます。

M&Aの際にはいい条件で買い取ってもらえるように、自社を見つめ直し外部から見て買いたいと思わせる会社になるように整理できる事は早めに整理しておきましょう。

〈資産税部　牧本亮介〉

「大家さんクリニック」開業記念セミナー

不動産オーナー向け

「収益物件の名義は誰にしますか？」

セミナーのご案内

変わる！ 不動産オーナー必聴！
「不動産の法人化」で節税出来るか!?

収益物件の名義は誰にしたらよいのでしょうか？当セミナーでは、

① アパートを法人に売却する
② 親族に贈与する
③ 親族に売却する

の観点から、**メリット・デメリット**をお伝えします。

相続税が増税傾向の中、不動産オーナーはどういう方向へ行くべきでしょうか？　事例を踏まえてお話しします。

「大家さんクリニック」とは？　平成25年6月1日に開業しました！

大家さんの経営を4つのポイントから見直します。

資金繰り　節税策　相続・贈与　法人化

大家さんのお悩みを専門税理士が診察し、進むべき道をご案内します！まずはご相談下さい。

日時
平成25年 **11月12日(火)** 13:30-15:00
※受付開始13:00～
※完全予約制です。

講師
京都税理士法人 資産税部部長
税理士 CFP® **徳田 敏彦**

受講料
2,000円（税込）
※ 当日受付時のお支払となります。
※お申込は先着順とさせて頂きます。
ご了承下さいませ。
※受付次第、後日「受講票」をご郵送させて頂きます。

会場
ヤサカ四条烏丸ビル 2階 第2会議室
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79）

<上記セミナーに関するお問合せ先>
京都税理士法人 京都本社
<TEL> 075-693-6363
<担当>牧本
<お電話受付時間>10:00-17:00
（土日祝除く）

・地下鉄烏丸線　四条駅下車（2番出口）より徒歩2分
・阪急京都線　烏丸駅下車（24番出口）より徒歩2分
・バス　四条烏丸バス停前（北側）
※ 駐車場はございませんので、お車でお越しの場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

■ お問い合わせ ■

京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町30番地1　江後経営ビル
TEL：075-693-6363　FAX：075-693-6565
URL：http://www.ego.co.jp